登　校　届

中野区立中野本郷小学校長　様

＿＿年＿＿組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発症した日（発熱・全身倦怠感・咳など） 新型コロナウイルスと診断された日 （医療機関名　　）	月　日 月　日
解熱した（熱が下がった）日・症状が軽快した日	月　日
登校を再開する日	月　日

※【出席停止期間の基準】発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

新型コロナウイルスのため欠席させていましたが、回復しましたので連絡します。

令和　　年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　保護者が記入して、学校へ提出してください。
※　医療機関を受診していない場合は、医療機関名は空欄で提出してください。

（裏面：出席停止の期間の基準）

令和５年７月改訂版

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

＊ 出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

令和５年７月現在

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	・ エボラ出血熱　・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう　・ 南米出血熱　・ ペスト ・ マールブルグ病　・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ）　・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 （ＳＡＲＳコロナウイルスに限る） ・ 中東呼吸器症候群 （ＭＥＲＳコロナウイルスに限る） ・ 特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症	全種類、治癒するまで
第2種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	・ 発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで
	・ 百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻しん（はしか）	・ 解熱した後３日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	・ 風しん（三日はしか）	・ 発疹が消失するまで
	・ 水痘（水ぼうそう）	・ すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱（プール熱）	・ 主要症状が消退した後２日を経過するまで
	・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第２種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。
	・新型コロナウイルス	・発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
第3種	・ コレラ　・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症　・ 腸チフス ・ パラチフス　・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症（しょうこう熱）など	全種類、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する、「指定感染症及び新感染症」は第一種の感染症とみなします。